



## ホームタウンパートナー協定書



みよし市とトヨタ自動車サンホークス（以下「サンホークス」という。）は、「みんなで楽く“ささえあい”と“活力”的都市（まち）」実現に向け、相互支援・協力により地域振興とスポーツ振興の取り組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、みよし市とサンホークスの活動を通じて、スポーツ推進を基軸とした活力ある個性豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

### （相互支援・協力内容）

第2条 みよし市とサンホークスは、前条の目的を達成するため、次に掲げる支援・協力を相互に行うものとする。

- (1) サンホークスに関する積極的な広報活動
- (2) みよし市民をあげてサンホークスを応援する機運の醸成
- (3) サンホークスの試合会場及び集客確保
- (4) サンホークス試合会場でのみよし市の物産・観光のPR
- (5) みよし市のイベントへのサンホークス選手等の派遣
- (6) サンホークスによるバレー・ポール教室開催等による地域スポーツ振興

### （有効期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1月前までにみよし市又はサンホークスのいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、同一条件でさらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 みよし市又はサンホークスのいずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1月前までに、相手方に対して書面によりその旨を通知しなければならない。

### （守秘義務）

第5条 みよし市及びサンホークスは、連携事業において相手方から知り得た秘密について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後にかかわらず、これを第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、みよし市及びサンホークスが協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者署名の上、各自1通を保有する。

平成29年10月18日

みよし市

代表者 みよし市長

トヨタ自動車サンホークス

部長

小野田賢治

杉本幸二